

利用者負担の内容

【入所・施設サービス】

	種類	負担額	内容
保 険 給 付 の 負 担 額	基本サービス費	要介護1 788単位/日 要介護2 836単位/日 要介護3 898単位/日 要介護4 949単位/日 要介護5 1,003単位/日	要介護度により個人差あり ※ 外泊の場合 362単位/日 ※外泊時に居宅サービスを利用 800単位/日 (ただし、外泊初日と施設に戻られた日は外泊扱にはなりません。1月に6日が限度。)
	夜勤職員配置加算	24単位/日	基準を上回る夜勤職員の配置への加算
	短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日	入所日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合の加算
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日	認知症と医師が判断した利用者に対して、集中的なリハビリテーションを行った場合の加算(入所日から3月以内、1週に3日が限度)
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	34単位/日	施設が一定の在宅復帰・在宅療養機能を有すると評価された場合
	初期加算	30単位/日	入所日から30日以内の加算
	再入所時栄養連携加算	200単位/回	利用者が病院に入院し、再度入所する際に病院の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合
	入所前後訪問指導加算	(I)450単位/回 (II)480単位/回	入所日前後に居宅を訪問し、退所目的のサービス計画の策定を行った場合
	試行的退所時指導加算	400単位/回	試行的な退所を行い、利用者や家族に対して療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算	500単位/回	利用者の退所後の主治医に文書をもって情報を提供した場合
	入退所前連携加算	(I)600単位/回 (II)400単位/回	入退所前に居宅介護支援事業所に文書をもって必要な情報を提供し、居宅復帰後の調整を行った場合
	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	利用者ごとの栄養ケア計画に基づく栄養管理に対する加算
	経口維持加算	(I)400単位/月 (II)100単位/月	摂食機能障害を有する利用者に対して、継続して経口による食事摂食を進めるため管理を行った場合
	療養食加算	6単位/回	糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	(I)100単位/回 (II)240単位/回 (III)100単位/回	利用者が退所時に施設医師と主治医が共同して内服薬を減少させた場合
	所定疾患施設療養費	(I)239単位/日 (II)480単位/日	肺炎、尿路感染、带状疱疹または蜂窩織炎の治療を施設で行った場合(1月に10日限度)
	認知症専門ケア加算(I)	3単位/日	日常生活支障をきたす認知症のある利用者に対して専門的なケアを行った場合の加算
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33単位/月	リハビリテーション実施計画書を厚生労働省に提出し、実施にあたって必要な情報を活用した場合
	褥瘡マネジメント加算	(I)3単位/月 (II)13単位/月	褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者に対して継続的に計画を作成し、褥瘡管理をした場合
	排せつ支援加算	(I)10単位/月 (II)15単位/月 (III)20単位/月	排せつに介護を要する利用者に対して、多職種が共同して計画を作成し、支援を行った場合
自立支援促進加算	300単位/月	継続的に廃用や寝たきりを防ぐ自立支援の取り組みを利用者毎に行なった場合	
科学的介護推進体制加算	(I)40単位/月 (II)60単位/月	利用者の心身の状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出し、サービスを提供した場合	
安全対策体制加算	20単位/回	特定の資格を有する安全担当者が所属し、安全対策体制を構築している場合(入所初日に限り)	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	介護職員の専門性への加算 (介護職員のうち介護福祉士が80%以上)	
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数に3.9%を乗じた単位数	介護職員の処遇改善のための加算	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数に2.1%を乗じた単位数	介護職員等の処遇改善のための加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に0.8%を乗じた単位数	介護職員等の処遇改善(ベースアップ)に要する加算	

※地域区分の見直しにより、1単位=10.14円に変更になっています。

利用者負担は、合計単位数に10.14円を乗じ、そこから保険者負担を差し引いた金額になります。

※この「利用者負担の内容」に記載した以外の加算や利用料の詳細については、担当者にお問い合わせ下さい。